

令和5年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年12月6日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年12月6日(木) 午前9時00分
閉 会 日 時	令和5年12月6日(木) 午後1時56分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之 川 崎 葉 子 藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 2 2 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 2 4 号	鴻巣市消防団条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 5 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 8 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 2 6 号	令和 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 3 0 号	令和 5 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 佐々木 紀 演
参事兼危機管理課長 金子 学

(市民生活部)

市民生活部長 関 根 則 男
市民生活部副部長 武 田 昌 行
自治振興課長 小野田 直 人
市民課長 加 藤 勝 美
国保年金課長 高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長 高 坂 清
環境経済部副部長 堀 越 延 年
環境経済部副部長 宇 野 彰
環境経済部参事兼環境課長 長 澤 和 弘
環境課副参事 山 崎 忠 義
環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長 小 林 弘 樹
農政課長 藤 村 弥
商工観光課長 清 水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長 福 智 秀 一
農業委員会事務局長 板 倉 秀 行

吹上支所副支所長兼地域グループリーダー 竹 井 豊
吹上支所市民グループリーダー 川 又 敦 子
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦
川里支所地域グループリーダー 生 川 由 美

(教育部)

スポーツ課長 川 口 修

書記 佐 伯 幸 子
書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。藤村孝志委員と古山大輔委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第122号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第124号 鴻巣市消防団条例等の一部を改正する条例、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分、議案第126号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第130号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定をいたします。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算につきましても、補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第122号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) おはようございます。議案第122号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

当議案による改正内容は2点になります。1つ目は、産前産後期間の保

除税の免除措置についてです。国民健康保険の被保険者が出産または出産する予定がある場合、出産被保険者が属する世帯の世帯主に対して賦課する保険税のうち、出産被保険者に係る保険税、これは所得割及び均等割の両方でございますが、出産の予定日または出産の属する月の前月から出産の予定日または出産の属する月の翌々月までの4か月間を産前産後期間とし、原則申請に基づき当該期間の保険税を免除する改正を行うものです。なお、双子以上の多胎妊娠の場合、出産の予定日または出産の属する月の3か月前から出産の予定日または出産の属する月の翌々月までの6か月間の保険税を免除することとしています。

2つ目は、国民健康保険税の税率改正についてです。本市は、国民健康保険税の1人当たりの調定額が県内平均よりも低い状況であり、保健事業の充実や医療費適正化の取組、収納率向上等の取組により国保財政を維持していましたが、国民健康保険制度を持続可能で安定した運営とするために、特に令和9年度の県内での保険税水準の準統一に向けて急激な保険税の負担増とならないよう、県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくため、健康保険税率の改正を行うものです。具体的には、被保険者の医療費などの支払いに充てる医療分は、所得割6.9%から0.1%引き下げ、6.8%、均等割2万7,000円から500円引き上げ、2万7,500円。後期高齢者医療制度への支援となる支援金分は、所得割2.3%から0.45%引き上げ、2.75%、均等割1万3,000円から3,000円引き上げ、1万6,000円。45歳以上65歳未満の被保険者の介護保険料に相当する介護分は、所得割2.2%から0.2%引き上げ、2.4%、均等割は1万6,000円の据置きとしています。以上を合計しますと、所得割11.40%から0.55%引き上げ、11.95%、均等割は5万6,000円から3,500円引き上げ、5万9,500円に改正するものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(藤村) おはようございます。議案第122号 鴻巣市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例で質問させていただきます。

保険税率の5年度と6年度を比較した場合、令和5年度の医療給付費の所得割が6.9%と埼玉県が示す市町村標準保険税率よりも上回っているのに、なぜか令和6年度では6.8%と下がっています。どのような考えの下にその標準保険税率を下げたのか、その理由について伺います。

（国保年金課長）毎年埼玉県から標準保険税率が示されていくという制度の中で、標準保険税率を上回る部分につきましては、全体のバランスを考慮しながらでございますが、引き下げることもあり得るというふうに考えております。令和5年度の医療費の所得割は6.9%であるのに対し、ご指摘のとおり県が示した標準保険税率は6.87%、差として0.03%上回っているという形であるわけですが、今回の改正においては、この部分については標準保険税率、上回っているというふうに判断をいたしまして、引き下げるという判断をいたしました。

以上です。

（藤村）続きますのですけれども、保険税率とその改定の影響というものは本市の財政にとってどのようなメリットがあって、また市民の理解を得るためにはどのような方法を考えているのか伺います。

（国保年金課長）まず、国保特別会計におきましては、今回の改正によりまして約1億700万円程度の調定額の増を見込んでいます。改正後の税率であっても、全体として県の示す市町村標準保険税率に達していない状況でありますので、国保特会の歳入においては必要な額を集めることができていないという状況でございます。歳入の不足分については、基金からの取崩しと一般会計からの法定外繰入れというところで補填することになります。したがって、税率改正の影響につきましては、国保特別会計においては赤字幅の縮小効果があるものだと、見込まれるものだと考えております。また、一般会計においては国保特会への支援に充てる予算が少なくなる、もしくは必要でなくなるということが考えられます。

また、市民への理解を得るための方法でございますが、手法としては、被保険者向けには納税通知と共に説明のためのパンフレットを同封する

ことによって周知しておりますが、被保険者も含めた市民の皆様に対しては、国保だより、「広報かがやき」、ホームページなどで周知しております。その内容につきましては、より分かりやすく影響や効果についても伝えることができるように工夫してまいりたいと考えております。以上です。

（川崎）では、何点か質問をさせていただきます。

大きく分けて2つのポイントを説明されましたけれども、まず1点目が産前産後期間の保険税の免除措置ということでの説明がありました。これは、保険料の免除は少子化対策の一環として打ち出されたものでありますので、子育て世帯の経済的負担を軽くすることが目的になります。働き方も多様化しているということで、自営業あるいはフリーランスという働き方を選択する人も増えているということもあるかと思うのですが、本市においての国保加入の状況を見まして、その点についてはどのように把握をしていらっしゃるのでしょうか。

（国保年金課長）今回の制度改正につきましては、被保険者が出産した場合ということでございますので、例えば子育ての世代のお子さんとかがいる世帯に対する免除であったり、支援という形ではなくて、具体的に被保険者、お母さんですよね、が国保に加入している場合に、その方にかかる保険税を免除しましょうと、そういう形で支援をするという制度でございます。出産育児一時金ということで、予算額では60人という想定で予算を計上しております。近々の決算の状況を見ても60人には満たない40から50前後の実績でございますが、どのぐらいの影響かということになれば、それに準じたというか、もしくはそれに応じた対象の規模の制度になるのかなというふうに想定しております。

以上です。

（川崎）今ご説明あったのですけれども、そうしますと該当の世帯ということで60世帯を見込んでいるというお話だったかと思えます。これは、近年の推移を見てみまして、減っている傾向なのか、増えている傾向なのかについて伺いたいと思えます。先ほども聞きましたけれども、全体的に働き方としてフリーランスだとか自営業が増えているという中にあ

っての措置ということで、そのところからして、そういうふうな方たちが実際に本市の中でも増えている状況にあるのかどうかとあって、今どのような把握なのかということで聞いたわけなのですけれども、ちょっと繰り返しになりますが、それは近似値についても同じことが言えると思いますので、推移について、60人を見込んでいるということなのですけれども、これまでの推移について伺います。

（国保年金課長）国民健康保険にご加入の方、男性、女性も含めてフリーランスというところで、要するに被用者保険でない方が国民健康保険に入っていただくということなりまして、まさにフリーランスの方とかは国民健康保険になるのだろうというふうに思います。しかしながら、出産育児一時金の近年の状況を申し上げますと、令和4年の決算でいきますと43件、令和3年の決算は51件、令和2年は43件ということで、43、51、43ということで、出産育児一時金につきましてはそのような執行状況になっています。また、フリーランスの状況につきましては、それぞれのことにつきまして具体的に何人いるということは把握はしていませんけれども、パート等でお勤めになって、旦那さんの社会保険の扶養の範囲内になっている方については、この出産育児一時金は社会保険のほうでカバーされますが、それを超えて、旦那さんの扶養を外れて国民健康保険に入っている方というものにつきましても、近年被用者保険の対象の拡大というものがございまして、その分で大分対象者は国民健康保険から被用者保険のほうに移っているのだろうというふうに認識しております。

（川崎）今のご説明でよく分かりました。

それでは、この免除制度につきましては、2024年1月からスタートするわけなのですけれども、2023年の11月以降に出産した場合が対象になるということでもあります。11月出産の場合は翌々月の1月分のみ免除されるということなのですけれども、ここについては喫緊に周知をしなければならないと思っております。また、周知方法については、先ほどの前任者の質問でも分かったのですけれども、特に出産を控えているというか、終わった人たち、これは当然終わってからでも後でそれは申請することは

できるのですけれども、その辺についてちょっと具体的にまたご説明をしていただければと思います。

（国保年金課長）ご指摘のとおり、11月の出産分から出産該当月の翌々月から該当、産前産後期間ということになりますので、1月分の保険税が免除になるということをございますが、その方につきましては、まず出産育児一時金という申請がこちらのほうでは把握できておりますので、まずそちらの情報をもって申請をしていただくというよりは、今回の取扱いについては、国のほうからでも職権で条件が確認できた場合についてはできるということがございますので、その中には、通知の中には出産育児一時金等の支給の状況によってという条件もありますので、職権において速やかに1月の更正、1月の税額変更のときの事務処理から対応できるものだというふうに考えております。ただ、その方については税額が少なくなるとはいえ突然来るということになりますので、今回の議会におきまして改正案が成立した後は速やかにホームページに掲載、1月の広報にも掲載できるように今調整をしております。また、その方につきましては、免税の決定通知という形で行政の処分としての通知を出すことになるのですけれども、その際には制度についてのパンフレットを同封するなど丁寧な周知に努めたいと考えております。

以上です。

（川崎）それでは、2つ目になりますが、国民健康保険税の税率改正になります。そもそもというところからお伺いをしたいのですけれども、1人当たり調定額が県内市平均より低い状況で、40市中32位ということでもあります。この状況について、本市の位置づけというのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

（国保年金課長）本市の位置づけなのですけれども、令和3年、4年、5年と、ここのところ税率のほうを段階的に引き上げさせていただいているところをございますが、県内の順位ということでありましたら、他市も令和9年度の準統一に向けて段階的にいろいろ上げてきているというところもあります。しかしながら、実際の調定額というところにおきましては、例えば令和3年から令和4年への上げ幅については、総額で

所得割が0.2%の増、均等割で6,000円の増をしておりますが、決算ベースでの1人当たり調定額が、令和3年の決算が8万3,477円、令和4年の決算は先ほどご紹介いただきましたように8万8,717円、差は5,240円の増と。均等割は、1人必ずかかるものでございますので、6,000円は上がるのだろうなというふうに考えるのですけれども、この部分が上がらないのは、均等割については7、5、2という、所得の低い方に対しては軽減が入るということでございます。したがって、この部分が割っているということで、鴻巣市の場合につきましても、所得の低い層もいらっしゃるといふところを考えますと、税率を上げていくという中でその辺の方に対するバランスというものも考えなければいけないのだろうなというふうな、また税率の上げ方についてもそのようなことを調整していかなければならないというふうに認識しております。

以上です。

(川崎) 議案資料のところからなのですけれども、議案資料の2枚目、ページでいきますと9ページになるのでしょうか、4番といたしましてモデルケースが示されております。モデルケース別の影響額ということで令和5年度と令和6年度と比較しています。(1)として給与収入の単身世帯では、前年比でいきますと1万4,200円のアップになる。令和6年度。これは、月でいうと1,183円。(2)では、年金収入の2人世帯、均等割5割軽減該当では前年比5,100円アップ。月にすると425円。(3)として給与収入または事業所得の3人世帯では前年比2万4,500円、月にすると2,041円のアップと、このように示されております。これは世帯別、所得階層別に表したものであるという、そのようなモデルケースということでまず考えてよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) こちらのモデルケースにつきましても、例年私たちが試算する際にこういった世帯の状況というのを想定しているものでございまして、特にルールがあるわけではないのですけれども、一般的な国民健康保険の加入者の割合に応じた代表的な例ということで試算させていただいております。

以上です。

(川崎) このモデルケースが一目瞭然なので、分かりやすいわけなのですけれども、そうしますとこれは今のモデルケース別にそれぞれ影響を受ける世帯数並びに影響額というものは出るのでしょうか。

(国保年金課長) 現在、ちょっと今日のこの場で今数字のほうは把握していないのですけれども、こちらのほうにつきましては、具体的な部分というものについては、時点で毎月調定が動いていく中で、ちょっと集計するのが条件つきになると思うのですけれども、数字が動く中で今紹介できる数字は持ち合わせていないというのが現状でございます。以上です。

(川崎) ざっくりとしたという言い方はできないのかもしれないのですけれども、このようなモデルケースで示されたということは、大体①のような世帯というのは国保加入世帯の中でこのぐらいいる、あるいは②で示されているような世帯というのはこのぐらいいる、あるいは③で示されているようなところはこのぐらいいるというふうな割合とか、そのようなものが分かればと思いましたので、細かな数字というところよりは割合として知りたいと思い、せっかくモデルケース別で表していただいているのが大変分かりやすかったもので、そうしたことが今すぐではなくても、もしできるのであれば示していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(国保年金課長) その割合につきましてはお示しすることができますので、準備をいたしまして、本日中にご紹介できるというふうに、ご回答できるものだというふうに認識しておりますので、回答させていただけたらと思っております。

(川崎) それでは、最後の質問になります。

令和9年度の準統一に向けて県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくということは分かっております。ということは、9年度まで毎年税率改正を行うことになるという考え方でいいのか、確認をいたします。

(国保年金課長) ご指摘のとおりでございます。現在、令和5年度の市町村標準保険税率というものが示されているわけでございますが、そ

の所得割の合計が12.03%で、今回の税率改正後の税率につきましては11.95%。ほぼほぼ所得割については大分追いついてきたものだというふうに考えておりますが、均等割の部分につきましては、標準保険税率は7万5,106円に対して、改正後の均等割は5万9,500円ということで、差が1万5,606円、約1万5,000円あるということで、残りの3年でこの1万5,000円の部分の差を埋めていくという改正が必要だというふうに考えております。これも段階的に行っていきたいということを考えております。

以上です。

(大塚) それでは、産前産後期間の免除について伺いたいと思います。この件につきましては、当然本会議場でも何人かの方から質疑がありまして、そこで分かったこともありますので、それを含めて質問をしたいと思います。

まず、1点目ですが、本会議の中で出たやり取りの内容なのですが、対象者をどのように把握していくのですかという質問だったり、あるいは母子手帳を交付しているの、それによって分かるのではないですかというやり取りがあったと記憶をしております。結果としては、なかなか行政として把握するのは難しいところもあるのだけれども、母子手帳の交付については、その際に、こういう制度があります、こういうふうになりましたというのは伝えることは可能だというふうにやり取りをされたと思います。改めて今日冒頭の説明の中でも原則申請ですよという言葉が使われていました。原則ということになると、原則でない部分というのがもしかしたらあるのか、もしあるとしたら申請によらない場合というのはどのようなことが考えられるのか、その点はいかがでしょうか。

(国保年金課長) 原則によらない場合というものにつきましては、先ほど質問にありましたように、例えば11月、今回、当初の部分については先に職権において減免の処理をすると、処分をすることがあり得るというところでありまして。申請をしていただかなくても、出産育児一時金等の確かな条件、日付等、そういった基準となるようなものが確認ができた場合は職権にて行うことができるということになってございま

すので、もしその職権による対応はしては駄目だよという制度でありましたら、申請をお願いします、該当しますので、申請してくださいという旨の免除の申請の勧奨をすることになるのですけれども、今回の制度につきましては、先に、申請によらずとも早く税額を免除することができるという制度でございますので、そういう意味では原則によらない例があると、そこが原則という言い方になってございます。

以上です。

（大塚）イメージとして、これから対象となる皆さんにお知らせをしていく、いろんな方法でやるわけですけれども、この場合は申請に限られませんというような見た目では分かりづらいような表現だと多分十分な理解が得られない可能性があると思うのです。そこら辺、あらゆる方法で、やる方法によって違うかもしれませんが、何か分かりやすい工夫というのは今のところ考えていらっしゃるのでしょうか。

（国保年金課長）まず、新しい制度でございますので、どのような制度で、該当する方がどのような方で、どのようなお手続きが必要なのかということをご丁寧にお知らせする必要があるのかなというふうに考えております。したがって、まずは生まれた、出産をされてからではなくて、母子手帳の交付でありますとか、先に行政とお母様になる方が接触するところで、接点のところでの適切な周知ということをまずしっかりとしていきたい。これは、国民健康保険に加入する際においても、他市からそのような条件の方が転入してくる場合とかもございまして、そういった接点のところではしっかりと漏れなくできるように体制を整えていきたいと思っております。また、一般的には「広報かがやき」であるとか国保だよりといった媒体を活用いたしまして広く一般に制度の周知というものも努めていきたいと思っております。

以上です。

（大塚）今定例会の初日、28日の日に議案の概要説明のための資料を頂きました。それにはシミュレーションとして当該月、4月を想定した場合の表が、データとございますか、載っていました。これを見ると、当然ですけれども、4月が出産する該当月の場合は6月までがその対象であ

って、7月からはいわゆる納める保険税でいくとゼロから100に一気に変わるわけですね。申請も含めて小まめに理解をしている人は、6月までだなというのは分かるのですけれども、あまり関心を持たない方にとっては、何かいつの間にやらゼロから100になってしまったというイメージもお持ちになる可能性があると思うのです。伺いたいのは、6月までですよというのは十分お伝えはすると思うのですけれども、逆に言うと7月からは対象ではありませんというのは最初の方に何か連絡をするのでしょうか。最初の案内のときに。その点はいかがでしょう。

(国保年金課長) まず、申請をいただいた場合には申請のときに、減免になりますよという処分決定した通知の中には、その案内の中に説明の文書なりというものを当然入れるものだというふうに考えておりますが、一般的に国民健康保険税の納期というものについては当該年度のスタートが7月からスタートしまして、2月までの8回払いということになります。したがって、この議案の説明時に配付いたしました資料でいいますと4月、5月、6月分については翌年度の課税ということになりまして、7月から当該年度の国保税の納めていただく金額が出てくるということの中で、出産される方の分については12か月分の加入に対して3か月引いた金額を当初から積算した上で8回の納期に分けて納めてもらうという形になります。したがって、案内のタイミングといったものが重要だというご指摘だというふうに理解しましたが、その辺のところについては納付書を出すときにも含めてどのような対応ができるのかということとはしっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第122号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時37分)



(開議 午前9時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市川里農業研修センターほか6施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(農政課長) それでは、議案第123号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

これは、公の施設の指定管理者の指定についてであり、地方自治法第244条の2第6号によりますと、指定管理者の指定をしようとするときは議会の議決を経なければならないと規定しています。このため、鴻巣市農業研修センター及び鴻巣地域(P. 22「川里地域」に発言訂正)体育施設6施設につきまして、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センターに令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) では、何点かお伺いをいたします。

まず、今回の議案につきましては、引き続き鴻巣市シルバー人材センターに指定管理をとるという議案であります。議案資料を見てみますと、平成21年の4月1日から令和6年3月31日まで指定管理を行っており、そして今回の議案は引き続き5年間というものであります。もしこの議案が通りますと20年間ということになります。そもそものところになりますが、このシルバー人材センターは平成元年3月16日設立をしております。平成21年の4月1日から今おっしゃいました鴻巣市川里農業研修センターほか体育施設の管理を受け持っているわけなのですけれども、それまでの間ということについてはどのような事業をしていたのかということについては把握していらっしゃいますでしょうか。

（農政課長）鴻巣市シルバー人材センターの活動ということだと思いますが、こちらは公益社団法人といたしまして高齢者の社会参加を促進するための事業を行っていたというようなことでしかこちらのほうでは把握しておりません。

以上です。

（川崎）では、ちょっと聞き方を変えるのですけれども、平成21年の4月1日からはシルバー人材センターが指定管理をしております。それまでの間というのは、川里農業研修センター、またかわさとグラウンドゴルフ場ほかの体育施設については鴻巣市で管理をしていたということなのででしょうか。

（農政課長）お答えします。

おっしゃるとおり、こちらのほうは鴻巣市のほうで管理をいたしておりました。

以上です。

（川崎）それではまた、こちらのシルバー人材センターについてお伺いをいたします。こちらのほうで受託事業収益2億9,048万円、これは令和4年度であります。従業員数が27人、会員数が694人、これは令和5年の8月現在ということを示されておりますけれども、この間の推移ということについてはどうなのかお伺いをいたします。

（農政課長）こちらの会員の推移につきましては、こちらのほうで残念

ながら把握をしておりません。

以上です。

（川崎） それでは、それぞれの施設別の具体的な業務についてそれぞれ伺います。

（農政課長） まず、農業研修センターにつきましては、館の清掃等の維持管理、それから館の貸出し等の受付といった館の管理運営に関する事業を行っていただきます。それから、体育施設についても同様で、こちらのほうの施設の管理、それから受付業務、料金の徴収、こういった業務をしていただきます。

以上です。

（川崎） 具体的な業務については分かりましたけれども、この担当というのですか、管理の状況についてちょっと説明願いたいなと思うのですけれども、要するに複数人が同じ施設を管理あるいは担当しているのか、幾つもの施設を受け持っているのかとか、その辺のところについて伺いたいです。シンプルに管理ということでお話をしていただきましたけれども、例えば雑草とかそういうところについてもやっていらっしゃるのかとか、もう少し細かく業務が分かれば、どれだけの人数の人たちがそういうふうに行っているのかという状況が、こちらの従業員数は27人、会員数が694人という枠の中でどういう受持ちで担当してやっていらっしゃるのかということについて伺います。

（農政課長） こちらの従業員等の割り振り、業務内容についてなのですが、こちらシルバー人材センターということで、会員の方々が交互に草刈り、清掃等の業務に携わっております。ただ、そういった中心となるリーダーを置きながら、そういった会員の方に仕事が回るような形で運営しているというような形で話を伺っております。内容につきましては、先ほど言ったとおり、清掃、それから受付業務、それからお金のやり取り、先ほどおっしゃられた除草作業、そういったものまで全て会員の方々と交互に対応されているというような形で伺っております。

以上です。

（川崎） ちょっと複数私が質問してしまったので、答弁で、すみません、

もう一回聞きたいのですけれども、それぞれの受持ちということで従業員の方がそういう会員の方たちと一緒に除草の業務をやったりということもあると思うのですけれども、要するに担当としてグラウンドゴルフ場はこの人とか、そういう担当制になっているのかどうかということちょっと聞きたかったのですけれども、どうですか。

(農政課長) 基本的には会員のやり取りの中で担当というのは決められているそうです。なので、一応その方が長期的にわたって管理をしていただくというような形を取っているということです。

以上です。

(川崎) それでは、選定結果についても議案資料が出ておりますので、それを見ておりました。審査項目が幾つかありまして、合計点数配分100点に対して72.88ということであります。7割以上だったら適正ということでの評価なのかなと思うのですが、これ当然今度4回目になるわけですか、引き続きということになりますと。そうしますと、前の資料って持ち合わせていないので、前の評価結果ってどうだったのだろうということをおもうのですけれども、その辺については把握されていますか。

(農政課長) 今回72.88という点数、若干低いのではないかなというようなご指摘だったかと思えます。残念ながら前回の点数について把握はしておりません。どうしてこのぐらいの点数だったかというのを考察してみたところ、今回、今回に限らず前回もなのですが、公募をしているにもかかわらず1者だけということと比較するものがないというのが1点と、先ほど来おっしゃられているとおり長期間こちらのほうシルバー人材センターのほうで管理をしているということで、審査している者が、この業務に携わっている職員が対応していることから、特に目新しくこれをやるというような提案というのがなかったのではないかなということで、平均的な点数というような形でこのようなものになったのかというふうに推測しております。

以上です。

(川崎) これ以上はひょっとしたら担当ではなくなってしまうのかもし

れないのですけれども、先ほど従業員数とか、また会員数の推移について把握していますかというふうに申し上げたところ、把握はしていなかったという話になります。こういうことは結構大事なのかなと思っておりまして、というのはシルバーさんの会員さんが増えてくればその業務にも複数の方たちが携わることができるのでと思って聞いたのですけれども、それについては把握する必要がないのでしょうか。担当が違うということですか。

（農政課長）シルバー人材センターの会員数につきましては、全ての方がこちらの業務に関わっていただくという形ではございませんので、特に全体を把握して、その方にどうこうというのではないのではないかとこのように判断したところです。

以上です。

（川崎）スポーツ課長にお伺いをしたいと思うのですけれども、指名しては駄目でしたっけ。

（大丈夫の声あり）

（川崎）いいですか。来ていらっしゃるので。特にかわさとグラウンドゴルフ場、あるいは中央公園野球場、テニスコート、多目的グラウンドなどについて、当然管理に携わってきているかと思うのですけれども、この直近の5年間の中で特に感想といいますか、どのようにこの指定管理について持っていらっしゃいますか。要するに要望があるのか、あるいは満足しているという言い方はおかしいのですけれども、適正と考えていらっしゃるのか。この5年間通してどうだったのかということについてお伺いしたいと思いますけれども。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

この過去5年間、特に大きい問題もなく運営をし、整備をしていただいておりますので、適正かと考えております。

以上でございます。

（大塚）川崎委員からの質問の中で、700人近くいるシルバーの会員さんの中で、その施設ごとに何人ぐらいが年間を通じて管理に携わっているかというのを多分聞きたかったと思うのです。そういう具体的な数字が

出ていない中で、指定管理の応募というか、公募はオープンにできるのですか。一般的にどうでしょう。

(農政課長) 携わる人数とかというものは、こちらのほうで指定しているものではございません。適正に管理をしていただけるということであれば問題ないというふうに考えております。

以上です。

(大塚) そうしますと、いわゆる7施設の中で建物が1つ、あとは屋外のスポーツ施設、大きく分けるとそうなります。それぞれ特性があって、農業研修センターはもう40年ぐらい、近くたつのでしょうか、建設から。非常に長く時間が経過しているので、時折聞くのですけれども、あちらこちらの修繕もしているのは理解をしているところです。片やスポーツ施設のほうであります、始まった年度がそれぞれ違いがありまして、一番最後にできたのが、年度でいくとグラウンドゴルフ場が一番最後だったかなと思いますが、この施設の利用者から管理をしているシルバーに対して要望とか希望とか、そういうものは定期的に出されて、それらを今現在も管理しているシルバー人材センターのほうで情報を共有しているというのですか、それらについて現在はどうか。

(農政課長) 利用者からの要望等、そういったものに関しましては、シルバー人材センターのほうで取りまとめをして市のほうに報告を受けております。それに対して対応をしております。

以上です。

(大塚) 今回の議案はこれからの指定管理ということになりますので、恐らく屋外施設も建物もそうなのですが、年数がたってくるとどうしても修繕と負担が増える可能性が出てくると思います。それらの要因というか、もとになっているのは、やはりふだんの目視を含めた管理もそうなのですが、利用者の皆さんからの要望というのが比較的ピンポイントで、あそこがね、ここがねというのが指摘事項として上がってくるわけですよね。それらについても当然シルバー人材センターのほうでしっかりと把握をして、さらにまとめて、場合によっては予算を伴う可能性もありますので、それについては今回の選考結果も含めて十分協議して、

定められた期間は進めましょうと、そういう認識でいるということでもよろしいでしょうか。

（農政課長）委員のおっしゃるとおり、そのような認識で進めていきたいと考えております。

以上です。

（大塚）最後です。

今回指定管理が長期にわたっています。これは一般的なうわきですよ。うわきとして、例えば、部局は違うのですけれども、教育部局のほうで話題になっている公共施設の管理の中で、具体的に言うと小学校についてどうしていくのだとか、いろいろ議題になっています。今回対象が川里なので、川里地域においては小学校どうするのというのも当然幾つかの提案をされながら我々も耳にしているわけです。何だか知らないけれども、それに合わせて農業研修センターもいずれなくなってしまうのではないのみたいな話も時折聞こえてきたり、学校について関連はしているのですけれども、今回出ている議案の中のグラウンドゴルフ場はこのまま使えるのかねとか、いろんなそういう話が耳に入ってくるわけです。今回指定管理を長期にわたって行うということは、少なくともこの期間においてはなくなることはないという認識でよろしいでしょうか。

（農政課長）委員おっしゃるとおり、現在農業研修センターも40年たち、老朽化が進んでいるところです。こちらの施設につきましても、今後大規模な修繕、こういったときに多大なる財政の負担がかかる、こういった場合には検討する必要があるのかなというふうに考えているところですが、現在のところでは廃止するという考えはありません。

以上です。

（大塚）最後に1点だけ。

7施設のうちの、これスポーツ課のほう詳しいかもしれませんが。あかぎ公園にある多目的グラウンド、これは分かっている方は現場にも行けば分かるのですが、いわゆる遊水機能を持ったグラウンドということで、状況によってはしばらくの期間使えなかったりというのが一般的な、その機能を持っていますから。これを管理をするということで含まれては

いますけれども、利用者の中には、有料施設としてはどうなのかなというように、砕いた言い方をすれば無料だったら助かるのになという声も時折聞くのですけれども、このあかぎ公園の多目的グラウンドについての今後、新たな展開、競技については、スポーツ課としては何か考えていますか。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

利用料金につきましては、今のところ現在の方針を変える考えはございません。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市川里農業研修センターほか6施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで、農政課長より訂正の申出がありましたので、発言の許可をいたします。

(農政課長) 発言の訂正をお願いいたします。
議案第123号の議案説明の中で、「川里地域」と言うべきところを「鴻巣地域」と発言してしまいました。おわびして、訂正をお願いいたします。
以上です。

(委員長) 以上の点の訂正はご了承願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。
引き続き、国保年金課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(国保年金課長) 先ほど議案第122号の川崎委員の質問におきまして、モデルケース別の世帯のそれぞれの構成割合という質問に対しての数字が手元に届きましたので、ご報告いたします。

(1) のモデルケースにつきましては20.6%、(2) のモデルケースにつきましては27.4%、(3) のモデルケースにつきましては5.9%、3つのケースで53.9%のモデルケースとして示させていただいております。
以上となります。よろしくをお願いいたします。

(委員長) それでは、議案第124号 鴻巣市消防団条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(参事兼危機管理課長) 議案第124号 鴻巣市消防団条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

消防団員のサラリーマン化や高齢化が進み、団員数が減少している中で、災害時に必要な人員による出動態勢を確保し、組織力の強い消防団を維持するため、消防団の再編を予定していることから、団員の定員を改正し、あわせて消防団員の士気向上及び魅力ある消防団として人材の確保を図ることを目的に月額報酬を増額する処遇改善を行うため、関係条例について改正を行うものです。

初めに、鴻巣市消防団条例の一部改正については、消防団の再編は、消防団が主体となり、令和3年3月に鴻巣市消防団再編計画を策定し、令

和4年4月1日を第1期再編として20個分団制から17個分団制に、令和6年4月1日には第2期再編として17個分団制から15個分団制に移行するよう協議を進めてきております。各分団は消防団員の確保に鋭意努力しておりますが、今後大幅に消防団員を確保する見通しが無いのが現状です。そこで、この再編を機に、合併時の人員を基に定めた条例の定員である441人を実員数に見合った基本団員327人と、新たに導入する大規模災害時に備えた基本団員経験者や防火、防災等の啓発活動に従事する学生で構成する機能別団員30人を加えた357人に改正するものです。

次に、鴻巣市消防団給与条例の一部改正についてですが、消防団による身を切る体制整備や団員の日頃の労苦に報いるため適切な処遇改善を行うことは、消防団員の士気向上や家族等の理解を得るためにも必要であり、ひいては魅力ある消防団としての人材確保にもつながると考えられます。そこで、県内平均未満である団長を除く全階級の月額報酬を県内平均以上になるよう一律1,700円増額するものです。

次に、鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてですが、本市独自の制度である入団から1年以上5年未満で退団する消防団員に勤務年数1年ごとに1万円、最大で4万円を支給している退職報償金を廃止し、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に定められている5年以上勤務して退職した者へ改正するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(古山) それでは、何点かお伺いいたします。

機能別団員の制服や活動服は支給するのかお伺いします。

(参事兼危機管理課長) 消防団の経験者である基本団員、そこから機能別消防団員になった方は、これまで着ていた活動服を再利用していただくような形を考えております。学生の機能別消防団員には貸与は予定しておりません。

以上です。

(古山) それですと、ふだん我々が活動している服装と同じということだと思えるのですけれども、その場合、活動している場合にあなたの方が機能別団員とかという区別がつかないと思えるのですけれども、いかがでしょうか。

(参事兼危機管理課長) そこについては団本部のほうで協議をしております。今検討中ですが、判別できるベスト、鴻巣市機能別消防団と記載された簡易的なベストを目印にしようかと考えております。

以上です。

(古山) 大規模災害のときの活動とお伺いしておりますけれども、その活動内容というのはどういうものを想定されていますでしょうか。

(参事兼危機管理課長) 大規模災害ですので、震度5強以上、市が災害対策本部を設置するような災害、もしくは通常の火災であれば2方面隊、3方面隊を同時に出動させるような火災等が妥当ではないかということで、今運用については団本部を中心に検討しております。

以上です。

(古山) 機能別団員は基本団員経験及び学生とありますけれども、経験者であれば市の職員の方でもなれるのでしょうか。

(参事兼危機管理課長) 市の職員でも、消防団経験者であれば入団することが可能となります。

以上です。

(古山) まずないとは思えるのですけれども、一応市長も消防団経験者でありまして、もし市長がなりたいて言ったら、なることも可能なのでしょうか。

(参事兼危機管理課長) 消防団の団長の任命権者であります、市長は。それですので、立場が違いますので、一般的にはそれは難しいかと考えております。

(藤村) それでは、質問させていただきます。

消防団員の機能別団員についてなのですけれども、学生で構成する機能別団員について、その機能別消防団としての役割について、先日の本会議でも例えば広報などの役割をお願いしているというふうにありました

けれども、例えば有事の場合なんかですと、消防団が減っているということもありますので、そういった場合には通常の団員としての役割はあるのか、またそのほかどのような役割があるのか、詳細をちょっと伺いたいと思います。

（参事兼危機管理課長）学生の機能別消防団員についてですが、まず学生の消防団員、広報を中心に活動させていただきたいと考えております。その一番の根底にあるのが、学生消防団の方、今まで毎年数名の方が、就職活動に有利になるため、学生の期間だけ消防団員になりたいという、そういうご意見がありまして、ただ私ども事務方としては、消防団になっていただくのは最低でも5年以上の活動をお願いしております。ですので、学生であると1年間で辞めてしまうとか2年間で辞めてしまうと。そういった場合は、今の状況ですとお断りしているような形になります。ただ、そういった若い方が入っていただくことによって、消防団をご理解していただくことによって機能別から基本団員に移っていただく、もしくはPR活動を行うことによって、若い方が消防団活動をするPRの場というのが防災学習センターで消防団PR活動というのを毎年行っております。そういったところで若い方にPRすることによって新しい人材を確保することが想定されておりますので、そういったことを中心と考えております。大規模災害には学生を出すには、やはりそれなりの訓練を積まなければ大変危険なことをさせていただきますので、基本的には学生には訓練を課さないつもりでおりますので、そういった大規模災害の出動は想定はしておりません。

以上です。

（藤村）続きまして、質問させていただきます。

その機能団員、学生ということなのですが、その学生って人によっていろいろと期間が違うと思うのですが、その年齢規定というのはあるものなのか、またその学生が学校を卒業した場合の扱いはどうなるのか。

それと、定員30名ということなのですが、それが定員に達しない場合、逆に定員以上になった場合というのはどのような対応をするのか

伺います。

（参事兼危機管理課長）まず、消防団員になるには年齢の規定がございまして、18歳以上であることとなっております。今回の条例の改正で、本市に在住、在勤、それと新しく通学という形になります。これは、学生が例えば卒業してしまって、在住、在勤でなければ退団していただくしかないような形になります。それでも続けたいといった場合は、基本的には機能別消防団から基本団員にぜひ移っていただくように私どもはご説明させていただいて、基本団員の確保という形を主眼に置いておりますので、そちらのほうに移行していただくようお願いしたいと考えております。

（答弁漏れあるよねの声あり）

（参事兼危機管理課長）すみません。漏れておりました。定員を超えた場合は、30人以内ということがありますので、基本的にはお待ちいただくような形、入団はかなわないよという形になってしまいます。今のところ、声をかけて、そういう希望者等の調査を今して、大体そのぐらいの人数になるのかなというところでは、今のところは人数を30人って決めるところでは大体このぐらいの人数が、毎年の私どもへの要望だとかそういったところを見ると、大体この人数で収まるのかなとは考えておるのですが、もし超えた場合は入団するのは、条例で上限が定められますので、そこに関しては入団することはかないません。以上です。

（足りない場合はの声あり）

（参事兼危機管理課長）すみません。足りない場合ですね。足りない場合は、消防団員を、機能別団員を確保するように広報、そういった形で広報や、学校等に訪問して確保に努めてまいりたいと考えております。

（藤村）続きまして、質問なのですけれども、機能別消防団員も広報活動ですとか、そういう業務があるのですけれども、なぜ月額報酬が支給されないのか、その理由について伺いたいと思います。

（参事兼危機管理課長）こちら機能別消防団という制度を導入するに当たりまして、他市の状況、それから団本部等を中心に協議した中で、や

はり機能別消防団員の活動というものは基本団員と比べてかなり限定されているものであり、日常的な活動がないと。そういったところで月額報酬はしないほうがいいのではないかとということが結論になりました。ただ、出動報酬に関しては支給するような形を条例のほうは提案させていただきます。

以上です。

（藤村）そもそもの消防団員が少なくなるということは、その方々の事務所といいますか、詰所も多分閉鎖、統合というのが今後あるのかなと思いますし、現在もあるようには伺っているのですけれども、その閉鎖された詰所の跡地の利用というのは考えておりますでしょうか。

（参事兼危機管理課長）跡地に関しては、売却、それから例えばですが、消防水利が不足しているようなところであれば防火水槽の用地にするとか、そういった利活用も今検討しているような段階でございます。

以上です。

（藤村）例えばその場合なのですけれども、地域住民とかからのそういういろんな要望とか、そういう話合いとか、その跡地利用についてですか、そういう話合いなんかはご検討されておりますでしょうか。

（参事兼危機管理課長）お声がけいただいている自治会が現在もございますので、そういったところとは協議を進めて、現在も今後どのような形で引渡しができるのかということも含めて協議をしている器具庫の箇所もございます。

以上です。

（川崎）今回、県内平均以上になるように一律1,700円を増額するものがありますけれども、これ一律ってしたことにはどのような意味があるのかを伺います。

（参事兼危機管理課長）団長を除く全ての階級に対して県平均を算出いたしまして、特に団員に対しては県平均以上にするに当たって1,700円上げることになる、増額するのですが、そちらの今までの活動の記録、出動報告書等々を全て精査した中で、金額と労働時間、その他を換算した中で、国の消防団の在り方の検討会がありまして、その中で1時間当た

り1,000円という単価が示されております。そういった中で、1時間当たり1,000円となったときに、今の消防団が大体1か月当たり5.9時間ぐらいの活動をしていることが算出でてきまして、5.9時間超過している。それで、今支給している月額報酬との差が大体1,700円ぐらいの形になりまして、その中でその1,700円を団員としては上げていこう。その中で、では他の階級はどうするのかという話の中で団本部と協議を進めていきながら、団長のほうから全階級に対して上げてほしいと、全ての階級、日頃の労苦に対して上げてほしいと。ただ、団長については県平均以上であるから、団長を除くという形で構わないから、全団員を全ての処遇をよくして人材の確保に努めてほしいというようなことで、一律で1,700円増額させていただきました。

以上です。

(川崎) それと、これ機能別団員になりますけれども、いろいろ今質疑の中でやるべき仕事ということが見えてまいりました。後方支援というお話も本会議の中ではあったかと思えます。後方支援という役割を担うと。この後方支援については、女性消防団の方からも後方支援が欲しいのだという、そのような要望もいただいているという質疑の中で答弁があったかと思えますけれども、そこについて詳しくまたご説明いただければと思います。

(参事兼危機管理課長) 女性消防団、日頃広報活動等従事していただいておりますが、その中でも女性消防団員は応急手当普及員の資格を取ったり、現場でも指導補助者として活動しております。また、そういった活動の中で、毎年ゴールデンウィークに埼玉県防災学習センターで消防団のPR活動というのを県で行っております。そこには今年も多くの方にご来場いただいております。そういったところで、女性だけではなく学生という、若い男性の方も一緒に活動していただくことによって消防団というのがもう少し、もっと身近に感じられるだろうと。そういったときに人員も含めて活動に今以上の人がいるともっといろんな活動の幅が広がるので、人的な要因も、それから年代的なところでもPR活動がしやすくなるので、ぜひ学生を女性消防分団と一緒に活動できればと

ということでご意見いただきまして、今回学生の機能別消防団員を取り入れたという形になります。

以上です。

（川崎）そうしますと、先ほどの質疑の答弁でもありましたけれども、特に学生、PR活動を行う、先ほどもゴールデンウイークのときとかの県の防災学習センターでの広報活動を担うということが、聞いてみますと主な活動になるのかなと思いますけれども、それ以外のPRの場とか、それ以外の何かお仕事ということがあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

（参事兼危機管理課長）まだ実現はしていないのですが、消防団の、女性消防団では、広報紙を出したいというのが長年の話では出ております。皆さんが活動している様子だとか、そういったものを紙もしくはホームページ等を作って、鴻巣市消防団をアピールする場を、そういったことを女性消防分団が結成されたときから女性団員の活動として話が出ております。そういったときの中に、写真を撮ったり、PR活動に行ったりするところに学生の団員も一緒に活動していただくことが一番いいのかなということでは聞いておりますので、そういった活動がその他の活動になってくるかと思っております。

以上です。

（川崎）今のは女性消防分団の後方支援ということにも絡めてのご答弁だったかと思えますけれども、これ女性消防分団以外のところでも、いわゆるPR活動というのは、そのほか何か予定されていることがあるのでしょうか。

（参事兼危機管理課長）現在はその細かいところまでは決まっておられません。学生の機能別消防団員は女性消防分団の指揮下に入る予定で今考えております。ですので、基本的には女性消防分団と一緒に動きというのが主なものになってくるかと思っております。

以上です。

（川崎）ちょっとこれ答弁の確認になりますけれども、本会議の質疑のときには、団本部の下に入るというようなご答弁だったかと思えますけ

れども、団本部の中に入って、さらに女性消防分団の下にいるということが何かちょっと、答弁をもうちょっと詳細にお願いいたします。

(参事兼危機管理課長) すみません。ここに関しては、女性消防分団自体が、実際そこを指揮するのが方面隊長ではなく、団本部が女性消防分団を指揮することになっておりますので、大本としては団本部が指揮をするのですが、実務で行う場合は女性消防分団と活動することが学生のほうは主になってまいります。ただ、機能別消防団員の全体は団本部の指揮下に入ります。ただ、団本部の指揮下に入るのですが、個々の機能別のOB団員は、実質的なところは方面隊の指揮下で動くような形になりますので、そのような形を今想定をして、細かいところを今団本部を中心に協議をしているのが現状でございます。

以上です。

(大塚) 本会議でもそうですし、この中でもそうなのですが、日本語ってとても難しくて、コウホウ支援という言葉の時々皆さん使っているのですけれども、「後ろ」の「方」と書くコウホウは支援だと思いのです。もう一つ、PRを意図する広報というのがあって、後方支援と広報活動は違うということで私は理解をしているのですが、そういうことでよろしいですか。

(参事兼危機管理課長) そのとおりでございます。

(大塚) それでは、続いて機能別団員について何点か伺います。条例の中では、経験者もしくは学生というふうに示されています。経験者、学生以外でも機能別団員にはなれるのでしょうか。

(参事兼危機管理課長) 機能別消防団員にはなれません。経験者もしくは学生であることが条件となります。

以上です。

(大塚) あえてなれない理由を伺うのですが、例えば消防団はとても団としての活動も重要ですよという認識はされている。ところが、ある一定の年齢になってしまって、消防団の経験がないと。でも、できる限りバックアップという意味で後方支援をしたいという理解を持った方がいらした場合、消防団の活動には関われないというふうになると思うので

す。今回の条例改正の中では経験者もしくは学生ということですが、広く皆さんに理解をしていただくという意味では、場合によると経験がなくても、その目的というか、思いをしっかりと持った方ができるようにも今後考えることは可能でしょうか。

（参事兼危機管理課長）おっしゃるような考え方の下、他市ではそういった機能別消防団を設けているところはございます。ただ、本市で機能別消防団を取り入れるに当たりまして、こういった活動がいいのか、それから今後の人材を確保する上でもやはり基本団員の確保を主力に置くべきだということでありまして、人材に関しては、基本的には基本団員になっていただく、機能別消防団員はあくまでもOBの組織という色分けをしたほうがいいのではないかとということで、本市ではそのような形の機能別消防団という形で提案をさせていただいたものになります。以上です。

（大塚）2つ考えられるのですけれども、機能別消防団員を今回新たな形で組み込むわけですけれども、これは経験者、いわゆるOBの力を借りたい、借りたいというか、活用したいという意味合いと、それからPRを含めた広報活動をもっと広くやりたいという、2つあるとした場合、今回の条例の中ではどちらをメインというか、目的にされているのでしょうか。

（参事兼危機管理課長）今回は、学生のところではなく、あくまでも機能別消防団員はやはりOBの方、特に消防団には、暗黙のルールで、順番で分団長になったら退団をする、階級に応じて退団をしていくような形が多く存在しているのが現状でございます。ただ、その階級に達していても年齢的にはまだ活動できるという団員がいるのも現状でございます。また、家族の状況だとか仕事の関係で、日頃の訓練には出られないのだけれども、長年やっていて、災害時だけでしたら手伝えるというような団員がいることも現状ですので、そういった方たちのマンパワーを有事に活用できるような組織として機能別消防団というものを設けたのが一番になります。ただ、それに併せて毎年学生のそういった声が、学生の間だけでも消防団になって就職のために活動していたという記録が

欲しいのだというような、そういうニーズもございますので、そういったものも併せて今回導入させていただきたいということで提案させていただいたものです。

以上です。

（大塚）後方支援に当たる経験者について1点だけ伺いますが、その対象となる機能別団員への連絡方法、どんな形で情報を伝えて、あるいは情報を取り入れるか、その連絡の方法については、現在のところどういうふうになっていますか。

（参事兼危機管理課長）連絡の手段についてですが、細かいところは決定している状態ではないのですが、今までどおりの順次メールを登録させたいと思っております。消防本部から災害の情報を機能別消防団にも配信するような形を考えております。それと、今消防団員には戸別受信機であります防災ラジオも配付しております。その2つは、基本団員を退団した機能別団員にはそのまま継続してお持ちいただきたいと考えて、それに、そこから消防本部から随時指令という形で機能別団員も招集しろというような形のメールを追加することができないかということは今協議をしているような段階になっております。そのような形で、基本的にはメールで招集を考えております。

以上です。

（大塚）今回、大きな意味では定数を減らすというか、削減したというのが、これ最初に出ているのです。そうすると、ぼちぼちか急激にか分かりませんが、441でしたっけ、定数。441でいいのですか。その数がどこのタイミング、どの時代のあたりから減ったなという、その人数の推移について、分かる範囲でお伺いをします。

（参事兼危機管理課長）こちら441の定数に関しましては、元の鴻巣、川里、吹上の各消防団の条例の定数を合算したものになります。平成17年の合併時は、当時420名ぐらいの団員だったかと思えます。その後も大体420名、それから410名から420名の間をずっと維持してきたのですが、令和2年から400名を切りまして、今年度に至っては、今年度の4月1日では346名まで減っているような状態になります。この傾向としましては、

全国的な傾向と同じように、ここ数年急激に減少しているのが現状でございます。

以上です。

（大塚）そういう現実がある以上、先ほど冒頭の説明でもありましたが、分団の構成も令和6年からですか、17から15に再編成という説明があったと思います。例えば今年の3月、いわゆる令和5年のスタートに当たって予算を認定していますよね。予算書を見ますと、ざっくり言うと、消防団の運営事業費としては6,800万円ほど計上されているのです。その内訳の中の今回関わるのが報酬が大きいのだと思いますが、報酬については月額幾ら掛ける団員数、これは多分400人分ぐらいを想定していると思うのですけれども、この金額と出勤機会に発生する出勤報酬、合わせると3,571万円となっています。今回新たに上程された条例でいくと、まずこの数字が大きく変わってくると思われれます。それから、同じ予算の中では、退職報償金についても今回変わりますので、その部分の金額も恐らく、今一生懸命やっていたらしゃる令和6年の予算の中では反映されるというか、計算せざるを得ないかなと思います。伺いたいことではありますが、令和5年の予算計上と比較をして、これから行われる令和6年の予算の中で、実際には月額1,700円上げました。それから、もう一つ、先ほど触れたように退団のときの金額については、5年未満は省きましたということで、プラスとマイナスが多分あると思うのです。今の段階で細かい数字は分からずとも、令和5年度との比較で、6年度のそこらの予算編成については、最終的に影響としてはどのように出てくるのか、その点はいかがでしょうか。

（参事兼危機管理課長）予算についてですが、おっしゃるとおり報酬等を上げたいと、この条例案が通りましたら増額の方で予算を組むような形を考えております。人数が減ることによって、退職報償金であったり、公務災害の掛金、こちらの掛金の負担金が、条例定数によって書かれたものが441から新しい357になりますので、その分下がってまいります。ただ、令和6年度に関しては、前年10月1日の基準日というのがございますので、令和6年度は若干増額するような形になります。令和7

年度以降は、令和5年度に比べて減少していくという形を見込んでおります。来年度は若干の増額で、令和6年度以降は大体80万から90万ぐらいの金額が削減できるのではないかと試算はしております。

以上です。

（大塚）今後について1点だけ伺います。

分団の再編成をこれで2回行うことになると思うのですが、減らないにこしたことはないのですが、今後においても団員数が減ることも想定されますので、その都度、分団数を減らしていくと、1方面隊当たりといいますか、分団当たりの活動拠点の面積が広がっていくわけですね。そこら辺、人口減少でそれだけ人口がいなくなるというのも並行していくわけですが、何かどこかで手を打たないとというふうに私は思うのですが、今回17から15というのが説明にありましたけれども、ミニмумでいくとどのぐらいまで減らしても可能なのでしょうか。これあくまでも予想の範囲を超えるわけにはいかないと思うのですが、ある程度のところまで分団数というのは確保したほうがいいかな。冒頭、説明の中で、人数が減っているので、分団数を再編成してパワーアップにつなげたいというのがありました。例になるかどうか分かりませんが、私の住んでいる川里村、そして川里町の時代、3分団しかありませんでしたけれども、もうどんなことがあっても20人は確保するということがずっと長い歴史があって今に至っています。今20人を切っているところもあるやに聞いていますが、そういった地元の皆さん、ここはちょうど市民環境常任委員会なので、自治会と地域の団体もここに属している部分でありますから、地域の皆さんにもうちょっと上手に導くというか、いざなうようなことも市全体で考えていかないと、ただ単に人が減りました、分団数を調整しますだけでは機能に支障を来すと思うのです。そこら辺、今後について何かあればお伺いをします。

（参事兼危機管理課長）こちらについてですが、まず団員の負担人口、面積、県平均等、そういったものも参考にして試算はしました。ただ、それらはもちろん参考とはしているのですが、こちらの再編をするに当たりまして、各分団に私どもデータを基に団本部と事務方と、その所属

分団の分団長、副分団長と協議しまして、自分たちがまず管轄する面積、それから人員、そういったものは何人ぐらいが妥当なのかと、そういった試算をしまして、その人数がこのぐらいだと。もちろんその中では、多ければ多いという意見もあったのは事実ですが、今度はその団員を確保するのは消防団ですので、消防団が確保が可能な人数はどのぐらいなのかということで試算をした結果を積み上げたのが今の327という数字になりました。当面の間は、私どもとしてはこの327を確保したいと考えております。また、その327を確保するためにも、処遇を改善をすることによって団員のお声かけをする際の一つのきっかけに、団員を、消防団を理解していただくための一つのきっかけになればと思い、処遇改善というものを同時に行わせていただくものと考えております。当面の間はこの327を維持したいと考えております。

以上です。

（後藤）機能別団員の役割について何点か委員のほうからも質問があったと思うのですが、改めてちょっと確認の意味で、市で想定されている機能別団員というのは、主に消防団員のOBとして大規模災害時に出動する機能別団員と、学生を主体とする広報関係の機能別団員と、この2つという理解で間違いないかというところを確認したいです。

（参事兼危機管理課長）委員のおっしゃるとおりです。

（後藤）あくまでも基本団員の拡充に力を入れられるということが答弁にあって、それは十分理解できるのですが、間口を広げて身近に感じてもらうことというのも行く行く基本団員の数を増やすに当たっては非常に重要な視点なのかなと思っていまして、機能別団員については、今経験者と、あと学生のみという縛りだったと思うのですが、例えば今後市独自で、道路事情に詳しい運送をやっている人とか、郵便局員の方とかを含めた機能別団員とかという、市独自の機能別団員を検討する余地というのがあるのかを伺います。

（参事兼危機管理課長）そこに関しては、他市の事例、機能別消防団、埼玉県では今回小鹿野町さんですか、が新聞で報道されたものを今回の議会で提案しているとは聞いておるのですが、他の都道府県ではそうい

った機能別を導入しているところもございますので、それらを含めて今後の検討する形にはなるかと思えます。現段階では、大規模災害に備えた機能別消防団員と広報活動を中心とする学生機能別消防団員という形で考えております。

(後藤) あと、学生さんが広報活動を担われるみたいなお話を伺っていて、就職活動の多分、学生時代に力を入れたことみたいなので入られたりとか、動機というか、入られる理由は様々なのかなとは思っておりますけれども、とにかく学生とか若い方って非常にアグレッシブで、何かいろんなアイデアが出てくるのかなというふうに思っていて、例えば広報、SNSとかユーチューブとかなんとかというところだけではなくて、例えば学生さんで語学にすごく力を入れている方とかでも、後方支援で避難した外国人の方に支援をしたいみたいな思いで入られる、興味を持ってくれる方もいると思うのです。なので、広報活動以外の学生の柔軟な要望に対して柔軟に対応できる体制というのは今現段階でどういったものがあるのか伺いたいです。

(参事兼危機管理課長) 想定している機能別消防団員の活動というのは今先ほどからご説明しているとおりののですが、今後どういった学生が来るといえるのはまだ私どもも分かっていない状況です。消防団の魅力を発信できる、または消防団が活躍できる場を提供するのは私ども事務方と消防団本部が中心となって行うべきだと考えておりますので、そういったところに関しては先進事例等を参考にして、また希望する機能別消防団員の学生のご意見を伺いながら柔軟に対応していきたいと考えております。

(古山) 先ほどの答弁で機能別団員の経験者は各方面隊に属するという回答だったと思うのですが、そうなりますと特別点検や出初め式などには参加されるのでしょうか。

(参事兼危機管理課長) あくまでも活動は大災害のみを考えております。ですので、出初め式、それから特別点検等の式典等には機能別消防団員の参加は現段階では考えておりません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第124号 鴻巣市消防団条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)

(開議 午後零時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) それでは、質問させていただきます。

デマンド交通運行補助金に……

(ページを言ってからの声あり)

(藤村) すみません。19ページです。デマンド交通運行補助金について

なのですけれども、補正予算額が500万円以上とかなり高額にはなっているのですけれども、その理由として、先ほどの説明では、コロナウイルスが5類になったということと、あと11月から一般タクシーの料金が値上げしたということを説明を受けました。では、一体どのくらいの利用頻度を今後見込んでいるのか、またタクシー料金についてはどのくらい増加したのかを伺いたいと思います。

（自治振興課長）まず、今年の10月末の登録者数が1万5,504人になっています。昨年度の同時期が1万4,216人ということで、1,288人ほど増になっています。このことから利用者が増えているということがまず分かりまして、またタクシーのほうの料金の改定なのですけれども、民間の会社の11月20日から料金改定されたということで、今まで初乗り運賃が1.23キロまで500円だったのが1.121キロまで500円と、いろいろ距離のほうもちょっと改定になりまして、全体的に値上がりするという形になります。それに伴い、ひなちゃんタクシーを乗った場合にお客様に払っていただく金額も変わりました。運賃改定率は10.21%という形になっております。

以上です。

（藤村）先月の11月6日に開催しました令和5年度第2回鴻巣市地域公共交通会議の頂きました資料によりますと、令和6年4月から値段が変わるということで、利用料金が変わるということなのですけれども、この利用料金というのは、あくまでも個人負担ということでしょうか。その差額については市負担になると思うのですけれども、その差額が今回の補正に入っているということで理解してよろしいのでしょうか。

（自治振興課長）11月6日の地域公共交通会議の結果は、今おっしゃっていたとおり、来年の4月から料金改定するのですけれども、今回の補正は、考え方は同じなのですが、タクシーの運賃が上がって、同じところへ行っても市民の方が払う金額が若干増えたりする場合があります。その差額を、当初予算よりも増額するので、補正で運行補助金ということで出させていただくという趣旨になります。

以上です。

(川崎) それでは、同じ19ページになります。繰越明許にも載っているのですけれども、戸籍の事務作業、また住民基本台帳への……すみません。ちょっと暫時休憩していいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時03分)



(開議 午後1時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 繰越明許費の補正にもちょっと関わってくるのですけれども、19ページのところでいきますと住民基本台帳の事務事業、また戸籍の事務作業、さらにはコンビニ交付事業にも全部関わってくることで、お聞きをいたします。今回の戸籍法改正ということで行うことになっているのですけれども、その主な目的といたしましては、まず名字や名前に法的根拠を持たせるということであるかと思いますが、そのことにより行政サービスの質向上につながるというメリットがあると思うのですが、それを具体的にどのように把握をしていらっしゃるのか、まずお伺いいたします。

(市民課長) 現状では、行政機関が保有する氏名の情報とかは多く漢字で持っています。特定のものを検索するのに当たりましても時間を要すると。あと、金融機関とかにおいても氏名の振り仮名が本人確認として用いられている場合がありますので、そこら辺の例えば口座の登録とかにおいても、住民票とかマイナンバーカードに振り仮名が記載されていないということで、照合とか、口座名義の照合、かなり大変な、いろいろ、特定できないとか大きな問題が出ているというのが実情です。そこら辺を、振り仮名を振ることによって容易に個人を特定できるという、そういうのが一番のメリットかと思います。

以上です。

(川崎) 個人の特定制ということが大きなきりットということでありましたけれども、これからの流れということでお聞きをしたいのですが、まず戸籍法改正になりますと、住民票の読み仮名を戸籍に転載することを

通知を住民にするかと思えます。そして、住民は2026年の春までには自治体のほうに届け出るということになるかと思うのですけれども、それが1年以内に届出がなければ住民基本台帳の読み仮名をそのまま使うということになっているかと思うのですけれども、そうしますと住民に対しての通知ですとか、その辺のこれからの流れということはどうようになっていくのか、大まかなスケジュールについて答弁いただきたいと思えます。

(市民課長) 令和5年の6月に法改正がされておりますが、2年度以内に施行ということになっております。現状の見込みですと令和7年の5月頃に施行が予定されております。令和7年の5月までに、今住民票等に仮で便宜上振り仮名を持っておりますので、それらの情報を本籍地の市町村に集約をして、施行日直後に各本籍地から住民に対して通知がされる予定です。さらに、施行日から1年以内に届出をすることによって戸籍に振り仮名を記載します。もちろん届出ということですので、これからこういうふうには振り仮名を振るというのをお知らせいたしますので、特に問題がない方については届出はされないと想定しております。施行してから1年、具体的に言いますと令和8年の5月頃になるかなと思えますが、届出をされていない方につきましては、通知をされた振り仮名でまず戸籍のほうに職権記載をいたします。それに連動して住民票、住民票のほうは戸籍の振り仮名を記載するということになっておりますので、同じタイミングで住民票のほうには振り仮名が記載されるということになります。

以上です。

(川崎) 今、お子さんたちが生まれたときに、ちょっと昔とは違うようなお名前、いわゆるきらきらネームというようなお名前もすごく多いのですが、何て読むのだろうというような方たちも届出をするということが出来るのですけれども、今度新しく生まれてくるお子さんによってはある程度制限がされる、読み仮名の制限というのでしょうか、そんなふうなことも聞いておりますけれども、それについては何か把握はしているのでしょうか。

(市民課長) いわゆるきらきらネームの取扱いということなのですが、改正法の施行日以降に新たに戸籍に記載されているものにつきましては、改正される戸籍法によって制限を受けることとなります。したがって、一般的に認められない読み方となる場合については、認められないということとなります。具体的にどこまでの許容範囲があるかというのはちょっと分からないのですが、現在既に戸籍がある人につきましては、通常その名前を使っているというのが分かる書類があれば、一般的に認められない読み方となる場合であっても認められるということとなりますので、改正法施行前後によって取扱いがそこで変わることが見込まれております。

以上です。

(川崎) それでは、デマンド交通につきましては、今結構いろいろお話がありましたので、私のほうは、では25ページのところでお願いをいたします。農地活用促進事業、またその下の環境保全型農業直接支払交付金事業についてご説明がありましたけれども、ここの中身についてもう少し詳しくお話を聞きたいと思っております。それぞれちょっと説明をお願いいたします。

(農政課長) では、農地活用促進事業、こちらの事業内容につきましては、中間管理機構を活用して担い手への農地の集積、集約化に取り組む地域に対する補助金、それから農地を10年以上中間管理機構に貸付けて農地の転換、リタイアする農業者に対する補助金となっております。もう一つの環境保全型農業直接支払交付金事業、こちらにつきましては地域で環境に優しい農業に取り組む農業者を支援する事業となっております。化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する支援となっております。

以上です。

(川崎) それぞれの支援の対象となった団体とかが増えているのかどうかということで、少なくとも先ほどの説明の中では環境保全型農業直接支払交付金については増加したというお話だったかと思っておりますけれど

も、こちらの農地活用促進事業補助金についてもどうなのかについて伺います。

(農政課長) こちらの農地活用促進事業、こちらに関しましては、地域で取り組んでいる団体に対して交付することとなっております。今回の地域は大芦地域となっております、中間管理機構を通して農地の貸し借りをしている場所が全体に対しまして37%という高い数字になったことから、この地域に対しての補助金が出るという形となっております。以上です。

(川崎) もう一つの環境保全型農業直接支払交付金のことについては、具体的にどれだけ増加したのかということでお伺いいたします。

(農政課長) こちらの環境保全型農業直接支払交付金の事業に関しましては、議場のほうでもお話しさせていただいたとおり、4人ほど取組に参加された方が増えております。面積に関しましては、事業、有機農業、肥料の施肥、カバークロープの活用などいろいろありまして、こちら増減がありますので、一概には言えませんが、全体としては790アール、面積として増加しております。

以上です。

(大塚) それでは、19ページになります。ひなちゃんタクシーの件であります。先ほど答弁の中で登録者数は増えているという内容でありました。そこで、関連して聞きたいのは、ひなちゃんタクシー利用者の制度というか、タクシーに対する評価、助かったよとか、便利だねとかという評価も当然あると思うのですけれども、逆にもうちょっとこうしてほしい、こうあってほしいとか、プラスの部分でもマイナスの部分でも多分出ているかなと思われま。その評価について把握はされているのでしょうか。

(ちょっとすみません、休憩してください。

の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時16分)



(開議 午後1時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(市民生活部副部長) ひなちゃんタクシーの評価ということですがけれども、以前ひなちゃんタクシーを導入した30年度のアンケートなのですからけれども、もうこれ96%が満足ということで、本当ほとんどの意見が非常にありがたい、続けてほしいというようなアンケート結果になっております。また、その後につきましても、乗合タクシーのほうを導入しておりますので、乗合タクシーのほうはもう予約ができて、全市民が対象ということで、両方併用という形で行っておりますので、マイナス面での部分というのはほとんど聞いたことがないというか、ゼロに近い形になっております。

(大塚) それでは、今タクシーとしては2種類、ひなちゃんと乗り合いがあるのですね。登録から利用に至るまでの間、流れというか、手続というのですか、利用者側の、これは何か大きな違いがあるのでしょうか。

(自治振興課長) 登録していただいて、あとそれで利用していただく方が増えたり、また同じ人が何度も何度もいう中で利用者が増えていけばなということなのですからけれども、やはり特に……流れは、ひなちゃんタクシーのほうは、あくまでも利用登録者証というのを作りまして、予約ができないとか、そういう独自の、また土日、祝日は運休とかという違いがあります。この乗合タクシーのほうは、利用登録者証は発行してありませんが、完全予約制ということで、利用日の1週間前から当日の30分までの予約が可能、また毎日運行とか、そういうようなちよつと違いがございます。

以上です。

(大塚) なかなか、年齢的な部分だと思うのですが、高齢の方になりますと、登録とか手続とか結構面倒くさいということをお聞きします。現状でいうと、乗合タクシーも希望するときに必ず使えるという、そこまでに混み合っているみたいなこともちらっと耳にすることがあります。では、ひなちゃんタクシーでもいいかなとかという、代わりとして利用してい

る人も多分いるのだろうなと思います。今回は乗り合いは議案には含まれていないので、あえてこれ以上触れませんが、今後、ひなちゃんタクシーの利用、活用の中で、こういう点は配慮していこうとか、こういう点は心遣いを持っていこうとか、何か今の段階であればお伺いをいたします。いかがでしょうか。

（自治振興課長）今後ともひなちゃんタクシー、このす乗合タクシーとか、バスも含めて組み合わせ市民の方のサービスにつながればなと思っているのですけれども、乗合タクシーとひなちゃんタクシーのほうでやはり、なかなか乗り合いのほうで混んでいて乗れない、それでひなちゃんタクシーって今お話ありましたが、乗合タクシーのほうは交付税の算定等の対象になっておりまして、今いろいろ市の中でもひなちゃんタクシーから乗り合いのほうにシフトできればなというふうな形で今考えているところです。また、今回2台増やすというほうも、なかなか予約しても乗れないという方がいらっしゃると思いますので、そういうのを配慮した形で2台増台というふうにさせていただいております。

以上です。

（大塚）続きまして、25ページ、農政課であります。2つ事業名が載っておりますので、1つずつそれぞれ少し伺いたいと思います。

初めに、一番上の部分であります。説明の中では中間管理機構の活用によって農地の利用を促進するということになっていて、今回は大芦地区で全体の37%がそれに当たるという説明でありました。改めて、中間管理機構の活用という意味で、今市内全体でどのぐらいのところかという形で活用しているのか、またその効果については、検証した結果、担当課としてどのように捉えているか、その点はいかがでしょう。

（農政課長）中間管理事業の全体の取組ということですが、こちらの全体の貸付面積、中間管理機構への貸付面積、こちらのほうが令和5年6月1日時点で865.54ヘクタールということで、26.5%の集積率という形となっております。こちらの事業効果といたしましては、農業者の方が中間管理機構に一度貸し付けて耕作者に貸し付けるという、間に中間管理機構を挟むことによって、耕作者が耕作できなかった場合に新たな耕

作者を中間管理機構に探していただくというようなメリットがあります。このようなことから、鴻巣市としては中間管理機構を活用した集積のほうに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）確かに、今に始まったことではないにしても、農業従事者の高齢化あるいは後継者不足等でそういったものがこれから増えていくのだろうなというふうに予測をいたします。そんな中で、今20%半ば程度という数字であります。最終的な目標値、あるいは今後の計画、見込みの中で具体的にいつ頃までにこのぐらいというのがあるのでしょうか。

（農政課長）現在、農地中間管理機構を通じた貸し借り以外に基盤法による貸し借りも行っているところです。こちらのほうが令和7年度のほうで中間管理機構に移行という形となっておりますので、今後中間管理機構を活用した貸し借りが増えてくるものというふうに考えております。それによりまして、令和7年度以降、8年、10年度ぐらいには50%ぐらいいったらいいなと希望的観測を持っておるところです。

以上です。

（大塚）本来ならば、土地の所有者が延々と地道に農業を続けていただくのが本来の筋かと思いますが、やむない理由により農地が農地でなく、適正に使われないという現状があるのであれば、中間管理事業を活用する、機構を使うというのは当然のことかなと理解をするところでありませう。

続きまして、その下、環境保全型農業についてです。金額的には45万7,000円ということですが、この明細があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（農政課長）こちらは有機農法、カバークロップ等、取組が分かれていますので、その取組ごとにご説明させていただければと思います。もともと当初予算では有機農業、こちらのほうが250アール（P.44「295アール」に発言訂正）だったところが216アールに減少したことにより、9万4,800円の減となっております。

有機農業プラス堆肥を活用した取組に関しましては、95アールから132ア

ールということで増えておりまして、37アール増えていることによりまして5万1,800円増加となっております。

堆肥の施用につきましては、265アールから216アールに減少したことによりまして2万1,560円の減となっております。

カバークロップを使った取組に関しましては、816アールから1,660アールに増加したということで、50万6,400円の増となっております。

そして、最後に、取組拡大加算ということで、37アール増えたことによりまして1万4,800円の増という形となっております。

先ほど私の発言の中で、有機農業の面積のほうが「295」と言うべきところを間違えて発言したようです。有機農業295アールだったものが216アールということで、79アールの減という形となりますので、訂正のほうをお願いいたします。

以上です。

（委員長）今の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（大塚）改めて、環境保全型の中身として低農薬あるいは減農薬等々がこれに含まれるというふうに理解しておりますが、数値的には5割以上でしたね、多分。さっきの説明では。農業に従事している方で、よし、環境に配慮した農業を進めようという一歩踏み込むには、何かやっぱり勇気といいますか、思い入れがないと難しいところがあるのではないかなと思うのです。従来どおり、今までどおり農作物、いわゆる農業をやっていたほうが楽は楽だと思うのです。でも、やっぱりそうはいってもと、何かきっかけがないとこれに取り組もうとか、そこまでいかない可能性も十分ある。そんな中で、例えばどういったアプローチをして興味を持ってもらう、関心を持ってもらう、それに対する導入の仕方とか、ノウハウというのとは何かあるのでしょうか。

（農政課長）こちらの取組に関しましては、委員ご指摘のとおりなかなか農家の方も取り組みづらいような取組となっております。しかしながら、今回参加していただいている団体の方々は、そういった環境への取組の関心がある方ということで、このような取組をされているのかなと

いうふうに考えているところです。こちらとしても多くの方々にこのような取組をしていただきたいというふうには思っているところですが、先ほどのご指摘のとおり、なかなか慣行農業を変えてまで肥料の低減、こういったものに取り組むというのは難しい状況かなとこちらとしても考えているところです。そのようなことから、今後PRのほうは大いにさせていただこうかとは思っていますが、なるべくやっていただきたいというような形のお願いというような形になってしまうというのが現状かと思っております。

以上です。

（大塚）最後に伺いますけれども、今回の4団体はやっぱり何かきっかけがあったと思うのです。それは、個別の呼びかけとか、あるいは当事者が何かを見て、ホームページとか、チラシとか、何かきっかけがあるはずなのですけれども、それについては把握はされているでしょうか。

（農政課長）こちらは、団体のほうは1団体となっております。今回取組に新たに参加された方は4名という形となっております。今回の組織のほうは「持続可能な農業ネットワーク鴻巣、行田」ということで、鴻巣だけにとどまらず、行田の方も参加していただいている団体となっております。こういった取組に参加していただいている方が増えているという状況に関しましては、こちらの団体の方からいろいろな口コミ、また仲間等に声をかけていただいて、環境に優しい取組をしていこうという方で同意をしていただいた方が参加していただいているというのが現状となります。

以上です。

（藤村）19ページなのですけれども、先ほどもあれしましたけれども、デマンド交通の運行補助金についてなのですけれども、確認なのですけれども、令和6年の4月から利用料が200円上がりますが、それは11月にタクシー料金の値上げによるものであるというふうに考えますが、通常料金値上げについては運輸局の許可を得てから値上げするのが通常だと思いますが、ただ利用料値上げは6年4月であるということで、11月から3月までの利用料の値上げがないということは、その間の200円という

のは全額市の負担ということになるということで、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

(市民生活部副部長) まず、ひなちゃんタクシーについては、これは補助金ということで、利用者の負担分とタクシーメーターの差額分を市が払う制度となっております。これは運輸局、国の許可は必要はないという形となっております。乗り合いのほうは許可が必要なのですが、そちらは許可なしで大丈夫となっております。

今回の補正の中で、先ほど課長からも説明ありましたけれども、改定率が約10%ということで、1件当たりの補助金額というものが約100円程度上がると見込まれておりますので、その分と利用増の分ということで今回増額補正ということで計上させてもらっています。値上げについては、あくまでも6年の4月からということで、今回の補正には考慮しておりません。

(後藤) 1点だけ質問で、19ページの市民課の住民基本台帳事務事業、住民基本台帳システムとコンビニ交付事業のコンビニ交付システム改修委託料についてなのですが、今回の内容に関しては氏名の振り仮名の追加ということだと答弁の中であったと思うのですが、今回のマイナンバー法の一部改正、それ以外にも国家資格に関する事務とかの手续にも拡大したりとか、あとは国外転出者に対してもマイナンバーカードの交付とか、電子申請とか、事務を可能にするみたいな、ほかにも大きな改正のポイントとしては振り仮名の追加以外に5つぐらい示されているかと思うのですが、こういった振り仮名以外の部分に関しても今後システム改修等の費用が生じる可能性があるのか、もしくはもうこの改修費にそれも含まれているのかどうか含めて伺います。

(市民課長) お答えいたします。

まず、国のほうから、こちら社会保障・税番号システムの整備費の補助金ということで実施要領等が示されているのですが、まずその中で補助対象となっているもの、令和5年度ということなのですが、なっているものが現在補正予算の計上の対象になっておりますので、法改正の部分で全てが現時点で補助対象が明示されておきませんので、今後

もシステム改修とかで費用が発生する可能性があります。
以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時36分)



(開議 午後1時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第126号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、未就学児均等割保険税繰入金72万7,000円の減額とい

うことですけれども、この未就学児の対象人数について伺います。

(国保年金課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、当初予算では398人を見込んでおりました。そして、25人増えまして、423人に対象者は増えております。しかしながら、均等割が減額になるというところについては、当初では満額の均等割額でやっているのですけれども、7、5、2の軽減が入る方もいますので、結果として、相殺してマイナスの72万7,000円の減額となっているものでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第126号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今説明があったわけなのですけれども、額の確定に伴い全て減額だったわけなのですけれども、この減額の理由について伺います。額の確定は分かっているのですけれども、その減額に至った背景というのでしょうか。また、これは本市……一問一答だからあれですね。本市だけなのかどうか分からないのですけれども、他市の状況も分かればご答弁願いたいと思います。

(国保年金課長) 基本的に当初予算におきましては、今回の確定額もそのようなのですけれども、広域連合のほうから示される数字というところを補正するという形になります。まず、これ歳入歳出が裏、表でございまずので、歳出のほうで申し上げますと、後期高齢者医療広域連合負担金というのは共通経費というのと事務費の決算による精算というところになりまして、額の確定ということについては決算による確定ということで、前年度納めていた金額に対して、こちらは鴻巣市でいうと323万2,563円、約300万円多く納めていたので、今回戻ってきますよという額になります。一方で、共通経費というものについては、広域連合のほうで事務をするに当たりまして必要な経費というものを各市町村ごとに割り振るといった中での費用になるわけですけれども、こちらにつきましては、まず市全体の人口による人口割と高齢者の人口割、それぞれが45%ずつ、あと1市町村というのですか、1団体当たりの均等割というものが10%ということに割り振られる中でなのですけれども、こちらにつきましては当初予算で広域連合から示された数字に対して鴻巣の持分というものが令和5年の3月31日現在の人口で確定するというところがありまして、17万2,777円のこれは増額、負担増というふうになります。こちらのほうの差引きによりまして、当初予算で組んでいた金額からの差引きによりまして、こちらのほうにつきましては余剰が多くあったところから、今年度は納める額は少なくてもいいですよというふうな形になっているので、まず減額になった理由というのは、そういった精算が行われた、決算と人口による確定、基準日による確定があったと。他市の状況なのですけれども、基本的に決算については余剰が出たということ

なので、先ほど申し上げた人口割、高齢者の人口割、均等割ということで、みんなその計算に基づいて戻ってきているということです。今年度の共通経費の令和5年3月31日現在の人口から確定させるというルールにおいては、それぞれの人口のバランスによって、増えているところもありますし、減っているところもあるというのが計算式によって発生しているという状況でございます。

以上でございます。

（古山）すみません、ちょっと単純なことなのかもしれないのですがけれども、9ページの事務費繰入金についてなののですがけれども、大まかにこの事務費とはどういうものなのか教えていただけますか。

（国保年金課長）事務費につきましては、広域連合のほうで後期高齢者医療制度を運営するときのもろもろのいわゆる消耗品であったりだとか、機器をそろえるだとか、そういったものとか、いろいろ必要な事務経費が1つと、あとは予算計上上では、事務費繰入金のほうについては、市の職員、市のほうで後期高齢者医療を行う事務の分についても、こちらのほうの繰入金ということで一般会計のほうから入ってくると。歳入を受け入れていると。財源として受け入れているということでありますが、今回の補正については、あくまでも連合会（P.50「広域連合」に発言訂正）のほうの関係ということが主な、主というか、連合会（P.50「広域連合」に発言訂正）のほうの事情によるもの……

（何事か声あり）

（国保年金課長）ごめんなさい。発言の修正です。
私、「連合会」と発したところは後期高齢者の広域連合でございます。
「連合会」という言葉を修正させてください。

（委員長）ただいまの訂正の申出がありましたので、許可いたします。
ただいまのような形でご了承を願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。
引き続きお願いいたします。

（国保年金課長）失礼いたしました。
といったものが事務費ということになります。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第130号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後1時56分)